令和7年2月4日からの大雪による被害を受けられました皆様へ

株式会社ホープ少額短期保険

令和7年2月4日からの大雪による災害等により被害を受けられました皆さまに心から お見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆様からのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

【災害救助法適用時の特別措置のご案内】

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、<u>災害救助法</u>が適用された日から一定期間猶予させていただきます。

特別措置の適用をご希望のご契約者さまは、当社担当窓口または当社代理店までお申し出ください。

事故受付専用ダイヤル:0120-565-040(24時間365日対応)

当社担当窓口:0120-800-192

受付時間:9:00~17:00 (土・日・祝日、弊社休業日を除く)

災害救助法適用地域	法適用日
福島県 会津若松市、喜多方市、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見 町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津 町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、 河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山	2025年2月7日
町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町 岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町 郡山市	2025年2月9日 2025年2月10日
新潟県 長岡市、東蒲原郡阿賀町 十日町、魚沼市 上越市、中魚沼郡津南町 妙高市	2025年2月7日 2025年2月9日 2025年2月10日 2025年2月12日